福岡市公報

令和 6 年 3 月28日 第7040号(別冊 7)

発 行 所

福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所

(総務企画局行政部法制課) 発行日 毎週月・木曜日

	一目	次—		ページ
	規	則		
○単純な労務に雇用される職員の特別の	寺殊勤務手	三当に関する規則	の一部	
改正 (第36号)				1
	訓	令		
○福岡市事務決裁規程の一部改正	(第2号)			2

○福岡市公文書規程の一部改正(第3号) …… 則

単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を制定 し、ここに公布する。

規

令和6年3月28日

福岡市長 髙 島 宗一郎

福岡市規則第36号

単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則(平成5年福岡市規則第43 号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号を次のように改める。

(5) 清掃指導補助業務手当

第6条中「施設課西部埋立係、西部工場」を「西部工場」に、「クリーンパーク・東部 東部埋立係」を「埋立管理事務所(西部埋立係及び東部埋立係に限る。)」に改める。

第7条第1項中「次に掲げる」を「職員が暴風雨等で市長が定める気象条件において屋 外強行作業に従事した」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「次の各号に定める作業 等の区分に応じ、当該各号に定める額」を「従事した日1日につき240円」に改め、同項各 号を削る。

第8条の見出しを「(清掃指導補助業務手当)」に改め、同条第1項中「現場監督業務 等手当は、次に掲げる」を「清掃指導補助業務手当は、環境局環境監理部産業廃棄物指導 課、区役所地域整備部生活環境課又は西区役所市民部西部出張所に勤務する自動車運転手 又は環境業務員が、清掃指導業務の補助業務に従事した」に改め、同項各号を削り、同条 第2項中「次の各号に定める業務の区分に応じ、当該各号に定める額」を「従事した日1 日につき300円」に改め、同項各号を削る。

第12条中「第7条第1項第1号及び第5号に掲げる危険作業」を「第7条第1項の屋外 強行作業」に改める。

第13条第2項中「(第7条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる場合に係る ものに限る。) | を削り、「現場監督業務等手当 | を「清掃指導補助業務手当 | に改める。

附則 (施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の単純な労務に雇用される職 員の特殊勤務手当に関する規則の規定により支給事由の生じた特殊勤務手当の支給につ いては、なお従前の例による。

> 訓 슈

福岡市訓令第2号

福岡市事務決裁規程(昭和51年福岡市達甲第7号)の一部を次のように改正し、令和6年 4月1日から施行する。ただし、第3条第4項、第5条第1項第3号及び第9条の改正規 定並びに別表第2 8の項を削り、同表中9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、11 の項を10の項とする改正規定及び別表第3備考の改正規定(第6項を削る部分を除く。) は、公布の日から施行する。

令和6年3月28日

福岡市長 髙 島 宗一郎

第3条第4項中「理事等」を「理事」に改め、「(理事及び館長(美術館長、アジア美 術館長及び博物館長をいう。)をいう。以下同じ。)」を削る。

第5条第1項第3号及び第9条中「理事等」を「理事」に改める。

別表第2 8の項を削り、同表中9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、11の項を 10の項とする。

別表第3 11の項中「検査報告」を「検査等の報告」に、「及び検査」を「並びに検査 及び完了」に改め、同表備考第2項中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」 を加え、同表備考第3項中「第22号」を「第23号」に改め、同表備考第4項中「第24号」 を「第25号」に改め、同表備考第6項を削る。

別表第4 1の項中「福岡市モーターボート競走事業会計」の次に「、福岡市集落排水 事業会計」を加える。

別表第5経済観光文化局関係の項の次に次のように加える。

農林	(1) 1件5億円以上の工事又は製造の
水産	請負の施行の決定のうち福岡市集落
局関	排水事業会計に係るもの
係	(2) 1件6,000万円以上の財産の取得
	又は処分(土地については、1件1
	万平方メートル以上のものに係るも
	のに限る。) の決定のうち福岡市集
	落排水事業会計に係るもの
	(3) 工事又は製造の請負の施行に係る
	設計又は履行期間の変更(1件5億
	円以上のものに限る。) のうち福岡
	市集落排水事業会計に係るもの
	(4) 1件5億円以上の工事又は製造の
	請負契約及び1件6,000万円以上の
	財産の取得又は処分(土地について
	は、1件1万平方メートル以上のも
	のに係るものに限る。)に係る競争
	入札参加資格、競争入札参加者又は
	随意契約の相手方の決定のうち福岡
	市集落排水事業会計に係るもの

別表第5道路下水道局関係の項中「軌道法(大正10年法律第76号)及び鉄道事業法(昭 和61年法律第92号)に基づく道路管理者の意見の決定」を削る。

福岡市訓令第3号

福岡市公文書規程(平成18年福岡市訓令第14号)の一部を次のように改正し、令和6年 4月1日から施行する。

令和6年3月28日

福岡市長 髙 島 宗一郎

第2条第4号中「審査課長」を「会計管理課長」に改める。

第8条中「第2号の管理簿にあっては、文書管理システム」を「第1号及び第3号の管 理簿にあっては文書管理システムに、第2号の管理簿にあっては財務会計システム」に改 め、同条第1号中「及び様式第3号の2」を削り、同条第2号を同条第3号とし、同条第 1号の次に次の1号を加える。

(2) 財務会計文書ファイル管理簿(財務会計システムによって電磁的記録により作成さ れた管理簿をいう。)

第18条第2項第2号ア中「審査課長」を「会計室審査課長(以下「審査課長」とい

う。)」に改める。

第38条第1項中「審査課長」を「会計管理課長」に改め、「の各号」を削る。 第43条第1項中「文書及び財務システム」を「文書管理システム」に改める。 別記様式第1号の2を次のように改める。

様式第1号の2

決裁区分		(財					
起案日 決裁日		起案者			(庄)	内電話)
文書番号		文書分類	() 内电站				
保存期間		 アイル名					
件名							
決裁							
「伺い文】							

福岡市起案用紙(財務会計用)

別記様式第3号の2を削る。

附則

この規程による改正前の福岡市公文書規程別記様式第1号の2及び様式第3号の2の規

定により作成された様式は、当分の間、なお使用することができる。